

5月は消費者月間 消費者110番を開催します

消費者月間の一環として、消費生活に関するトラブルの相談に

無料で**弁護士**や**消費生活相談員**等が応じます。

商品やサービスの契約、悪質商法、多重債務など消費生活のトラブルで
お困りの消費者の解決のお手伝いをします。

お気軽にご相談ください！



日時 **令和8年5月26日(火)10時～17時**
場所 岩手県立県民生活センター 大ホール
(下記案内図をご覧ください。)
相談方法 方法は2通りです。

- ① 対面でご相談 → 直接会場へお越しください。(最終受付16時30分)
- ② 電話でご相談 → 下記の臨時専用ダイヤルにおかけください。

臨時専用ダイヤル **019-624-1895** (当日限り)

MAP

バス

- ① 大通三丁目
- ② 商工中金前
- ③ 啄木新婚の家口



主催

岩手県消費者行政推進ネットワーク
(事務局 岩手県立県民生活センター)

関係団体

岩手弁護士会
盛岡市消費生活センター
消費者信用生活協同組合 ほか

【問い合わせ先】

岩手県立県民生活センター
盛岡市中央通3-10-2
TEL 019-624-2209
(相談専用電話)